

## 地方独立行政法人大阪市博物館機構科研費等の不正防止に係る研修の実施要項

平成 31 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要項は、科研費等により研究を行うにあたり、研究者及び科研費等の運営及び管理に係る全ての構成員（以下「研究者等」という。）等の研究倫理の一層の向上を図り、捏造・改ざん・盗用等の不正行為や資金の不正使用の防止を目的とする。

### (研修の実施)

第 2 条 研修は、不正防止計画委員会（以下「委員会」という。）が企画し、毎年定期的に実施する。

- 2 研修対象者は、研究者等及び各部局の課長級職員とする。
- 3 研修は、課長級を対象とした管理監督者研修と研究者等を対象とした研修とする。
- 4 委員会は、各部局の課長級の管理監督者研修を実施する。
- 5 各部局においては、研究倫理教育責任者を中心に課長級により各部局の研究者等の研修を実施する。

### (受講の義務)

第 3 条 研究者等は、研修を受講する義務を負う。

- 2 研究者等は、当該部局において受講できない場合は、他部局での研修を受講することができる。
- 3 研究者等は、部局における研修を受講できない場合は、当該研究者等の上席の管理監督者から個別に受講するものとする。

### (研修の受講管理)

第 4 条 委員会は、研究者等の研修受講の記録を取らなければならない。

- 2 各部局の研究倫理教育責任者は、研究者等の受講記録を委員会に報告しなければならない。

### (研修のアンケート)

第 5 条 委員会は、受講者からアンケートを取り、研修の成果などを検証するものとする。

### (最高管理責任者への報告)

第 6 条 委員会は、研修の実施状況及びアンケート結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

### 附則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。